



Title	スペイン王位継承戦争と宰相ポルトカレロの国家理性
Author(s)	中本, 香
Citation	Estudios Hispánicos. 2020, 44, p. 89-121
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98052
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

スペイン王位継承戦争と 宰相ポルトカレロの国家理性

中 本 香

はじめに

1700年11月1日、スペイン・ハプスブルク朝のカルロス2世が逝去した。生来病弱だったカルロス2世には嫡子がおらず、王位は、異母姉マリア・テレサ（マリー・テレーズ）とフランス・ブルボン朝のルイ14世の孫であるアンジュー公フィリップへと継承された。これは、カルロス2世の遺言に則った正統な王位継承であったが、王朝の交代を伴うこの重大な決断の鍵を握ったのは、國務会議とカスティーリャ顧問会議に属する高位貴族だった。

筆者は、近世ヨーロッパ諸国家の複合的な政治秩序について分析した論集において、18世紀初頭の継承戦争が内戦を招いたこと、その内戦を介してスペイン君主政の政治的複合性のあり方が問われたこと、そしてそのあり方をめぐる対立に各地域政体の政治文化の特性が反映されていたことについて考察した¹。そのなかでも論じたとおり、國務会議に属するカスティーリャの貴族、とりわけ宰相ルイス・フェルナンデス・デ・ポルトカレロ（以下、ポルトカレロと記す）が最終的にブルボン朝フィリップを擁立したのは、彼らが「ヨーロッパ列強の利害対立に巻き込まれることなく、スペインを一つの君主政として存続させること」を最優先した結果であった²。中世カスティーリャに由来する君主政の概念、すなわち、王が臣民に対して道徳的・倫理的義務を負うと考える理想的君主像が、この時期の貴族の間でも共有されていたことは明らかである。しかし、「最高の牧人（el Sumo Pastor）」として慈悲ある統治をおこなうという条件は、上記のような最優先の課題を克服

1 中本香、「スペイン継承戦争にみる複合君主政 大きな政体・小さな政体」、古谷大輔、近藤和彦編、『礫岩のようなヨーロッパ』、山川出版社、2016年、192-209頁。

2 中本、同論文、196頁。

したうえで、新国王に求めるべきものだったのだ。モラス・リバルタによれば、カスティーリャの貴族が王位継承問題に対して示したこのような態度には、彼らの「国家理性 (la razón de Estado)」が反映されていた。従来のような、カトリック世界の防衛という大義よりも、帝国の領土の維持という政治的課題が優先されたからである³。

近世スペイン史研究において、国家理性論は、主に16世紀後半から17世紀前半の知識人の議論として分析されてきた。フェルナンデス・サントマリアによれば、この時代のスペインには、反マキアヴェッリズムと同義の「倫理主義」、倫理と政治の調和を目指した「理想主義」、そして、キリスト教の倫理に矛盾しない限りにおいて政治的な非常手段をも容認した「現実主義」という3つの政治的潮流が併存していた⁴。近年の研究では、特に「現実主義」の言説に焦点が当てられる傾向にある。例えば、ジル・プジョルは、『キリスト教君主が持つべき信仰と徳に関する論考』(1595年)などを著したイエズス会士リバデネイラや、『政治的キリスト教君主の理念』(1642年)などを著したサアベドラ・ファハルドなど、「良き国家理性」と「悪しき国家理性」と区別しながら真の国家理性を説いた政治思想家の言説をとりあげ、この議論を対抗宗教改革の文脈に位置付けている⁵。また本国でも竹下が、フェリペ2世とフェリペ3世に秘書官として仕えた人文主義者アラモス・デ・バリエントスの国家理性について分析している⁶。竹下の研究は、後にタキトゥス主義者として知られることになるバリエントスの国家理性の原理的な考察を行っている点で興味深い。竹下によれば、バリエントスはタキトゥスを参照しながら、「統治 (gobierno と同義の Estado) の技術」という「学 (ciencia)」を、君主や統治に関わる大臣や顧問官が準拠すべき規則 (preceptos と同義の razones) として提示していた⁷。その「統治技術 (los

3 Molas Ribalta, Pere, "La Razón de Estado y la sucesión española", Rus Rufino *et al.*, *La Razón de Estado en la España moderna*, Valencia, 2000, pp.28-36.

4 Fernández Santamaría, José Antonio, *Razón de Estado y política en el pensamiento político del Barroco (1595-1640)*, Madrid, 1998, pp.3-5.

5 Gil Pujol, Xavier, "La razón de Estado en la España de la Contrarreforma. Usos y razones de la política", Rus Rufino *et al.*, *La Razón de Estado en la España moderna*, Valencia, 2000, pp.37-58.

6 竹下和亮、「スペイン「国家」の成立—アラモス・デ・バリエントスの国家理性論—」、立石博高編著、『スペイン王国と複合君主政』、昭和堂、2018年、153-195頁。

7 同論文、171-175頁。

preceptos del gobierno)」は必ずしも世俗化（政教分離）を意味するものではないが、宗教的な徳や倫理の範疇を超越した次元で論じられていたという点において、継承戦争期のポルトカレロのそれと共通する。

また、バリエントスをはじめとする 16 世紀から 17 世紀の国家理性論が、王朝国家を前提とした論述であったことにも留意すべきであろう。そこで扱われたのは、君主あるいは王朝が、家産である諸王国をいかにして統治するべきかという方法論であった。竹下と同じくガルシア・ガルシアも、17 世紀の知識人や政治思想家のポリティカル・レトリックを考察した研究のなかで、バリエントスが提示した家産的な複合国家の「統治技術」に注目している⁸。それによれば、バリエントスはスペイン君主政が呈した「アシンメトリな編成」について、帝国の崩壊を招きかねない危険な弱点として指摘したうえで、帝国の維持・繁栄のためには「力の自制」、「調和」、「慎重さ」が不可欠であるということを、新国王フェリペ 3 世に進言していた⁹。

このように、17 世紀までの国家理性論は、王権と臣民もしくは地域の政治共同体との間に権力を介して成立する関係性や、権力の境界線を規定する側面を持っていたと言えるだろう。一方、ポルトカレロの場合、少なくとも王位継承問題に関する彼の政治判断からは、王朝の利害や王権の絶対性（もしくは制限性）が最優先で問われていたとは考えられない¹⁰。王位継承問題にかかわるポルトカレロの言動には、むしろスペインという政体を王朝の利

8 García García, Bernardo José, "Setting Limits to Grandeur: Preserving the Spanish Monarchy in Iron Century", Robert von Friedeburg & John Morril (eds.), *Monarchy Transformed: Princes and Their Elites in Early Modern Western Europe*, Cambridge, 2017, pp.127-163.

9 ガルシア・ガルシアによれば、バリエントスは、帝国を構成する諸地域の多様性について、地政学上の二つの基準から分類した。一つは、帝国の中心に位置する地域か、外敵からの侵略の危機にさらされる辺境に位置する地域かという相違点。もう一つは、征服された地域か継承・婚姻によって統合された地域かという相違点だった。Ibid, pp.137-144.

10 後に述べるように、ポルトカレロは王位継承者問題に関して、当初バイエルン選帝侯の息子ヨーゼフ・フェルディナントを擁立していた。しかし、この候補者が夭折すると、今度は国务会議を構成するカスティーリャ貴族をブルボン朝支持で団結させるべく尽力し、短期間で票固めに成功した。これは、その直前にフランス、オーストリア、イギリスなどの諸王朝がスペインの領土分割に関して合意を交わしたことに對する抗議の表明に他ならなかった。スペインという国家が、いずれかの王朝の家産であるかのごとく交渉の材料として取り引きされることは容認できなかったのである。中本香、前掲論文、195-196 頁。

害と切り離そうとする意図さえも滲んでいる。

彼が重要な政治的決断を下す際に、王権や王朝の利害が無関係あるいは重視されなかったとすれば、彼の国家理性とは、統治機構たる行政府の統治技術を意味したといえるだろうか。この問いに対して、王位継承問題に関する言動のみを分析の対象としながら結論を出すことは難しい。そこで有益なのは、王位継承問題のみならず、そこから派生した諸問題の包括的解決を試みるにあたり、ポルトカレロが示した政治的主導性に注目したペニャ・イスキエルドの研究である。彼は、1700年前後の宮廷で政治の実権を握ったポルトカレロの政治的計略を、17世紀中葉以降に意図された「衰退から脱却するための改革」の過程に位置づけながら、ポルトカレロの宰相としての判断に国家理性が作用したことを示唆しているのである¹¹。

本論は、主にペニャ・イスキエルドの論考を参照しながら、宰相ポルトカレロが直面した非常事態と彼が下した一連の政治判断の過程を再構築することによって、スペイン王位継承戦争期の国家理性の本質の析出を試みるものである。

1. カルロス 2 世の治世とポルトカレロ

本稿でとりあげるポルトカレロ（本名 Luis Manuel Fernández Portocarrero Bocanegra y Guzmán, 1635-1709 年）は、パルマ・デル・リオ伯爵家の次男として生まれた。トレド大学で神学を学び、司祭に叙階された（時期不明）後、1669 年に枢機卿に叙されたことから、一般的には「枢機卿ポルトカレロ（el cardenal Portocarrero）」の名で知られる。その一方で、近世スペイン史の重要な転換期の一つである継承戦争においてこの人物が果たした政治的役割については、近年まであまり注目されてこなかった¹²。

聖職者としてキャリアを積んでいたポルトカレロが、政治家としての存在感を強め始めたのは、シチリア副王として、メッシーナで起こった反乱（1672-1678 年）の鎮圧に成功したことがきっかけだった¹³。副王府の権限強

11 Peña Izquierdo, Antonio Ramón, *De Austrias a Borbones. España entre los siglos XVII y XVIII*, Barcelona, 2008.

12 ポルトカレロの経歴については主に、De Bernardo Ares, José Manuel, *El Cardenal Portocarrero y su tiempo (1635-1709)*, León, 2013.

13 メッシーナの反乱は元々、同市内の貴族と商業ブルジョワジーの市政の主導権

化によってシチリアの秩序を取り戻したこと、また特に、サヴォイア公やロレーヌ公などと連合して共通の敵であるフランス軍と戦うという戦略をたて、ルイ 14 世の地中海進出の野望をくじいたことによって、ポルトカレロの統治者としての評価は一気に高まった。そのためパルマ・デル・リオ伯爵家は、健康状態が悪化した主席大臣ファン・ホセに代わり、ポルトカレロが政治の全権を握ることを期待した。しかし、この時点でそれは叶わなかった。そもそも、ポルトカレロがシチリア副王に任じられたこと自体が、一種の左遷的な意味を持っていたのである。

ポルトカレロが属するパルマ・デル・リオ伯爵家は、先王フェリペ 4 世の庶子ファン・ホセが 1676 年に起こしたクーデタに加わった貴族家系の一つであった。先王フェリペ 4 世は、その遺言のなかで、幼年で即位するカルロス 2 世の摂政に妃マリア・アンナ・デ・アウストリア（以下マリア・アンナ母后と記す）を指名していたが、実質的な政治的補佐は、カスティーリヤの有力貴族によって構成される「統治評議会」に委ねられることになっていた。しかし、マリア・アンナ母后はこの遺言を尊重せず、政治経験のない寵臣を相次いで主席大臣に任命したために有力貴族との敵対を招いた。アルバ公爵などの有力貴族は、数々の武勲とカタルーニャ副王を経験していたファン・ホセ王子と結託し、1668-1669 年と 1676-1677 年の二度にわたり政治的全権の奪取を図った。このクーデタ計画は、一度目の挫折を経て二度目で成功した。そしてこの二度のクーデタにおいて、パルマ・デル・リオ伯爵家は兵力の調達と資金援助の面で傑出した存在として躍進し、またポルトカレロ自身もローマ教皇庁を味方につけてマリア・アンナ母后一派を挫折へと導くことに貢献した。この貢献により、ポルトカレロは、マリア・アンナ派の重鎮の一人であったパスクアル・デ・アラゴンに代わって、スペイン・カトリ

- 、争いならびに経済利権争いとして始まった。しかし、この争いに勝利するために商業ブルジョワジーがフランス王権に支援を求めたことが事態を複雑化させた。ヨーロッパの覇権を求めて拡張主義の対外政策を進めていたルイ 14 世にとって、地中海進出はその一手段であり、その足掛かりとしてシチリアの支配権をスペインから奪うためにメッシーナの反乱は好都合だった。ルイ 14 世は、同市のブルジョワジーに軍事的支援を与えつつ民衆をあおって「反スペイン」の敵意を高めさせ、この内乱を反スペイン王権の暴動へと転換させた。Peña Izquierdo, Antonio Ramón, "El virrey de Sicilia Cardenal Portocarrero y la revuelta de Messina a través de la correspondencia con el plenipotenciario español en Venecia Marqués de Villagarcía (1677-1678)", *Tiempos Modernos*, vol.2, núm.4, 2001, <http://www.tiemposmodernos.org/tm3/index.php/tm/article/view/14/26>, Feb. 18, 2020.

ック教会の頂点、トレド大司教に任命された（1677年12月）。トレド大司教座に位置することは自動的に尚書長（el canceller mayor）の要職も兼任することを意味しており、これを機にポルトカレロの政治的影響力は急激に強まった。しかし、ペニャ・イスキエルドによれば、その影響力の強さは、主席大臣ファン・ホセと、トレドで幽閉生活を強いられながら政治的権限の奪回を図るマリア・アンナの両者にとっては脅威に他ならなかった。

丁度その頃、フランスの介入によってメッシーナの反乱は激化し、ファン・ホセ政権は窮地に追い込まれていた。鎮圧はほぼ不可能と思われた状況のなかで、軍事経験のないポルトカレロを暫定的副王として戦地へ送り込んだことは、ポルトカレロの失脚を狙った意図的な任命だった可能性も否定できない。そして、予想に反して反乱の鎮圧に成功し、連敗を喫してきたルイ14世の軍に強烈な一撃を与えるという輝かしい戦績をあげたポルトカレロに対して、ファン・ホセは今度は在ローマの全権大使の任務を与え、宮廷からさらに遠ざけたのだった（1678年3月）。これら一連の行動には、ファン・ホセの焦燥感と屈折した心理が反映されていたと推測される。というのも、ファン・ホセはその頃、先のクーデタに協力していた貴族や軍人から信頼を失いつつあったのだ。

ファン・ホセは、主席大臣就任以来、政治腐敗根絶のために肅清を断行し、カステイーリャで悪化していたインフレを抑制するために「商業評議会」や「貨幣評議会」を設立するなど、様々な改革に積極的に取り組んでいた。また、アラゴン王国議会を招集するなど地域政体との関係改善にも努めた。しかし、天候不順に起因する凶作やペストの蔓延といった不運に見舞われたこともあり、肝心の財政再建には失敗した。また、対外政策においても、1672年から続いていた仏蘭戦争に敗北し（1678年9月）、フランシュ・コンテをフランスに奪われるなど失策を重ねた¹⁴。それだけに、ポルトカレロがシチリアであげた功績はより際立ったものとなった。

この時、ポルトカレロ自身も、マドリードの宮廷で実権を掌握することに対して意欲を示さなかったわけではない¹⁵。当時ヴェネチア大使を務めていた友人、ピリヤガルシア侯爵にあてた1678年2月25日付の書簡には、中央政府に権力を集中させ、自らがそのリーダーとなって君主政を支えるという

14 増井実子、「スペイン帝国衰退の時代」、関哲行他編、『世界歴史体系 スペイン史（1）古代・近世』、山川出版社、2008年、359-360頁。

15 Peña Izquierdo, op. cit. ("El virrey de Sicilia . . ."), sin página.

構想が語られていた。この構想には、後に明らかになるポルトカレロの改革意識が反映されていると思われる。カルロス2世の時代には、フェリペ4世の時代に全権をふるったオリバレス伯公爵のような絶対的なリーダーは存在せず、利権に執着する凡庸な貴族が数多の顧問会議を私物化し、政治を鈍化・腐敗させていた¹⁶。そのような時代背景のなかで、ポルトカレロは、君主政にとって真に有益で効率的な政府に権限を集約し、その主導者として「多頭政治時代（una etapa de poliarquía）」に終止符を打つという、おそらくファン・ホセも掲げていたであろう目標を、自身の手で達成する計画だったと推測される。

しかし、政権を奪うための行動を即座に実行に移すための態勢はこの時点では整っておらず、またファン・ホセが健康を害していたとはいえ存命である以上、この首席大臣から命じられた新たな任務を受け入れるしかないというのがこの時のポルトカレロの判断だった。実際、彼はファン・ホセの命に抵抗することなく、1678年3月、シチリアを離れローマ大使に着任した¹⁷。

ファン・ホセが死去したのはそれから一年半後の1679年9月のことであった。ポルトカレロは、その直前の8月にスペインへ帰国していたが、その頃にはすでにマリア・アンナ母后が実権の奪回に成功しており、アルバ公爵をはじめとするファン・ホセ派の貴族たちの多くは要職を解任された。しかし、トレド大司教座の地位を維持したポルトカレロは、例外的にカスティーリャ顧問会議のメンバーとして一定の影響力を行使することができた。

一方、マリア・アンナ母后が新たに首席大臣に指名したメディナセリ公（在任1685-1690年）とオロペサ伯（在任1685-1691年）は、貨幣政策に尽力するなどしてカスティーリャの経済回復に貢献したが、財政が急激に改善することはなかった。さらに、生まれながらに病弱だったカルロス2世と二人目の妃マリア・アンナ・デ・ネオブルゴ（以下マリア・アンナ王妃と記す）との間には子宝に恵まれず、カルロス2世の病状も悪化していたことが

16 カルロス2世の治世における「多頭政治」の問題点については、Hamer Flores, Adolfo, "De Austrias a Borbones, La Secretaría del Despacho Universal en la sucesión a la Monarquía Hispánica", *La sucesión de la Monarquía Hispánica, 1665-1725*, 2009, pp.89-90; Ribot, Luis, *El arte de gobernar. Estudios sobre la España de los Austrias*, Madrid, 2006, p.212, cit. por Albareda Salvadó, Joaquim, *La Guerra de sucesión de España (1700-1714)*, Barcelona, 2010, p.54.

17 Peña Izquierdo, op. cit. ("El virrey de Sicilia . . ."), sin página.

ら、帝国崩壊の危機がより現実味を帯び始めた。1790年代、スペインの王位継承問題はヨーロッパの列強にとってすでに最大の関心事となっており、マリア・アンナ王妃をはじめとする諸王朝の利害の代弁者たちの暗躍によって、宮廷は混乱を極めたが¹⁸、ポルトカレロの客観的で冷静な判断力が発揮されたのはまさにこの時期である。

2. 王位継承問題とポルトカレロの国家理性

1) 初期の問題

王位継承問題をめぐる宮廷の支持は、当初フランス・ブルボン家のアンジュー公フィリップと、オーストリア・ハプスブルク家のカール大公という二つの選択肢の間で揺れていた。フィリップは、カルロス2世の異母姉マリア・テレサとフランス王ルイ14世の孫であり、もう一方のカールも、父方の祖母マリア・アナが先王フェリペ4世の姉（フェリペ3世の娘）という家系で、どちらの血統も正当な継承権を主張するのに十分であった¹⁹。しかし、ポルトカレロはここで、「第三の選択肢」としてバイエルン公ヨーゼフ・フェルディナントを擁立した。この人物の場合、祖母マルガリータがカルロス2世の同腹の姉である点で、条件面で優位に立っていた。また祖父は皇帝レオポルト1世であったが、彼自身はバイエルン選帝侯の子という立場にあったことから、ハプスブルク家の家督を継ぐ可能性は低かった。したがってこの「第三の選択肢」は、血筋の正統性だけでなく、大国間の覇権争いから距離を置くために必要な条件を備えていた。このようなポルトカレロの主張が有力貴族内で受け入れられ、カルロス2世の説得にもつながった²⁰。

こうして、1696年6月、カルロス2世はヨーゼフ・フェルディナントを後継者に指名した遺言状に署名した。しかし、スペインの王位継承問題は、

18 マリア・アンナ・デ・ネオブルゴは、プファルツ選帝侯フィリップ・ヴェルヘルムを父に、ヘッセン＝ダルムシュタット方伯ゲオルク2世を父方の祖父にもち、皇帝レオポルト1世の妃となった姉レオノーレ・マグダレーネとともに、神聖ローマ帝国の利益を守るために貢献することが期待された女性の一人であった。

19 ルイ14世とマリア・テレサの婚姻を取り決めたピレネー条約（1659年）では、結婚と同時にマリア・テレサのスペイン王位継承権は放棄されることになっていた。しかし、その代償として支払われるはずの持参金が未払いだったため、ルイ14世は、王妃のスペイン王位継承権の放棄も無効であると主張していた。

20 中本香、「王位継承戦争」、195-196頁。

もはや当事者であるスペイン一国の決断で解決できる問題ではなくなっていた。列強は、ヨーゼフ・フェルディナントの即位を受け入れる一方で、領土拡大の希望を完全に放棄することはできず、イタリアのスペイン領の分割領有を共に目指すことに合意したのである（第一次分割条約、1698年11月）²¹。さらに、1699年2月にヨーゼフ・フェルディナントが死去し、1696年の遺言が無効となると、列強は二度目の分割条約を結んだ（1699年3月3日）。その内容は、ハプスブルク家のカール大公がスペイン王となることを認めたうえで、ナポリ、シチリア、トスカナ、そしてイベリア半島北部のギプスコアをブルボン家のルイ王太子に割譲するというもので、ハプスブルク家とブルボン家の間でのバランスのとれた利益配分に配慮した合意だった²²。しかし、スペイン帝国の瓦解の始まりを意味する領土の割譲が当事者の承諾なしに取り決められたことに、スペインの宮廷が納得するはずなかった。

「第三の選択肢」を失い後継者選びが振り出しに戻ったことで、国務会議のメンバーは、改めて残る二者からの選択を迫られた。結論を先に言えば、1700年10月、国務会議は二度目の決断の場面で、ポルトカレロが強く推したブルボン家のフィリップを新国王として選択することとなる。そして、この議決結果をカルロス2世が承諾し、新たな遺言状に署名することによって、王位継承問題をめぐるポルトカレロの挑戦は完結することになる。

究極の二者択一を迫られたとき、ポルトカレロはなぜブルボン朝のフィリップという選択をしたのか。そしてこの最大の難局にポルトカレロはどのような理念をもって立ち向かったのか。ヨーゼフ・フェルディナントが死去した1699年2月から、国務会議で二度目の決議が行われた1700年10月までの時期は、ポルトカレロの国家理性を読み解くうえで重要な意義を持っている。この間の用意周到かつ大胆なポルトカレロの行動を再現することで、その意義の析出を試みる。

21 合意内容は、ヨーゼフ・フェルディナントの即位を認める条件として、ルイ14世の息子ルイ王太子がナポリとシチリアを、レオポルト1世の息子カール大公がミラノ公国を領有することをスペインに認めさせるというものだった。

22 また、ルイ王太子のロレーヌの獲得も認め、その補償としてロレーヌ公はミラノ公国を獲得することも取り決められた。これは、スペインがイタリアの領土を完全に失うことを意味していた。

2) ポルトカレロ一派の強硬的政権掌握

カルロス 2 世にブルボン朝フィリップを後継者として認めさせるため、そしてそのための必須条件である有力貴族の圧倒的支持を得るためにポルトカレロが第一に成すべきことは、國務會議からハプスブルク派を一掃することであった。國務會議こそが「スペインの君主たちの最高の諮問機関であり、まさに国家理性の求めるところにしたがって、アンジュー公フィリップに有利な遺言書を作成するようカルロス 2 世に助言するにいたった」のである²³。

当時、ハプスブルク派の筆頭に位置したのは、オロペサ伯であった。オロペサ伯は、マリア・アンナ母后ならびにカルロス 2 世の一人目の妃マリア・ルイサ・デ・オルレアンスの寵愛をうけ、筆頭大臣として貨幣改革・財政改革に取り組んだが、少なくとも貴族に利するような成果には乏しく、またマリア・ルイサ・デ・オルレアンスが後継者を残せぬまま死去すると（1689 年）、次の妃の選択をめぐりポルトカレロらと意見が対立するなどして、1691 年に失脚していた。それ以来、宮廷には筆頭大臣は存在せず、そのことが後継者問題を混乱させる要因の一つにもなっていた。国王の信頼を一身に受ける強力なリーダーが欠如していたために、貴族たちの態度は一貫しなかったのである²⁴。このように不安定で流動的な状況のなか、オロペサ伯が國務會議と並ぶ重要な諮問機関、カステーリャ顧問會議の議長に就任し、再び影響力を強めていたことは、ヨーゼフ・フェルディナント死去後に再度紛糾した後継者選びの議論を早急に解決したいポルトカレロを深く悩ませたのだった。

そこで、ポルトカレロとその一派は、オロペサ伯の再度の失脚を画策した。1699 年 4 月 28 日、ポルトカレロはまずカルロス 2 世に請願書を提出し、スペイン君主政が直面している困難の元凶は、ハプスブルク派と大貴族たちの「常軌を逸した野心と富裕化」であると糾弾した。そして、この困難の唯一の解決策は王朝の交代と政治改革であること、さらにそれを実現できるのはスペイン・カトリック教会を代表するポルトカレロ自身に他ならないことを訴えた。政治的解決に教会権力の存在を示唆したのは、かつてカトリ

23 Ribot, Luis, "La España de Carlos II", Jover Zamora, J. M. (dir.) y Molas, P. (coord. . .), *La transición*, pp.134 y ss., cit. por Molas Ribalta, *op. cit.*, p.32.

24 Molas Ribalta, *Ibid.*, p.32.

ック女王の推薦でトレド大司教に指名され、その後カスティーリャ王位を継承したフアナの摂政問題の解決に貢献し、またアラゴン領ナポリで反乱が起こり国王不在になった際には自ら摂政として貴族の反乱計画を未然に防いだ聖職者シスネロスをカルロス2世に想起させ、後に枢機卿ともなったこの偉大な人物のイメージをポルトカレロ自身に重ねさせるという狙いがあったものと思われる。というのも、この請願書のなかでポルトカレロは、ハプスブルク派に対する前述のような批判の言葉は、「(枢機卿の) 緋色の僧衣 (la púrpura) が私に言わせている」と述べているからである。さらに、ポルトカレロは次のように続けた。

「それ〔ポルトカレロが反ハプスブルクの態度をとっていること〕ゆえに、ある者たちも他の者たちも私を攻撃し、(私を失脚に追い込もうとする) 文書を提出しておりますが、彼らは私を攻撃しながら国王陛下を、君主政を、そして宗教を攻撃しているのでございます。」

「(その一方で) 第二のシスネロスのような存在 (otro Cisneros) が今いてくれたら、と強く願っている者もおります。」「私は申し上げます。(第二のシスネロスは) ここにあります、と。」²⁵

この報告書が提出された直後の4月28日にマドリードで食糧暴動が勃発したのは偶然ではなかった。この暴動は、小麦の価格高騰に苦しんでいたマドリード市民に対して同市の国王代官が非情な言葉をなげかけたことをきっかけに始まった。しかし、マリア・アンナ王妃の侍医ゲレーンや、オーストリア・ハプスブルク家の大使ハラッハラの記述にも残っているように、当初マドリード市当局にぶつけられていた市民の怒りはやがて、マリア・アンナ王妃をはじめとするドイツ人たちへ、そして彼らと結びついたオロペサ伯へと向けられるようになった。民衆は、「国王万歳！」と同時に、「我々にこの極貧をもたらした犬に死を！」、「犬オロペサと国王代官に死を！」と叫びながら、恫喝的な言葉でオロペサ伯の退任を求めるビラをまいた。事態を重く見たカルロス2世は、翌4月29日、市民の要求に応じてオロペサ伯を解任し、ポルトカレロをカスティーリャ顧問会議議長に任命した²⁶。

25 Peña Izquierdo, op. cit. (*De Austrias . . .*), p.97.

26 オーストリア大使ハラッハラの目にも、この市民暴動をポルトカレロの一派が扇動したことは明らかだった。*Ibid.*, pp.97-99.

以上のように、クーデタを成功させカスティーリャ顧問会議議長ならびにアラゴン顧問会議議長に就任したポルトカレロの次の一手は、王位継承者の決定権を実質的に独占有国務会議の再編であった。それを円滑に進めるため、改革主義者、「和平派 (el partido de la paz)」、そして親仏派と評される貴族を、フランドル顧問会議、インディアス顧問会議、そして国務会議の議長などの要職に就任させた一方、ハプスブルク派を段階的に排除していくことになる²⁷。

3) ポルトカレロの対外戦略

顧問会議の票固めの準備と並行して、ポルトカレロは、オーストリア・ハプスブルク王朝ならびにフランス・ブルボン王朝の代表者との交渉を試みた。ヨーゼフ・フェルディナントの逝去は、1696年の遺言を無効化した点においてポルトカレロを苦境に追い込んだが、それと同時に、1698年の国際条約も死文化したという意味においては、列強に分割領有の野望を放棄させるチャンスでもあった。交渉の内容は以下のようなものである。ブルボン家に対しては、アンジュー公フィリップにスペイン君主政の全領土を相続させることを約束しつつ、「祖父からの独立」という条件を課した。一方、オーストリア・ハプスブルク家に対しては、海外領土との交易も含む商業利権の付与を提示しながら、カール大公の王位継承権の放棄を要求した。さらにもう一人、マリア・アンナ王妃に対しても、王妃自身が希望する都市を領地として与えるという好条件を提示し、カルロス2世没後の隠遁を暗に促した。ポルトカレロのこの巧みな交渉は、1699年11月5日、国際的合意の形で結実した²⁸。

しかし、想定外の障害がポルトカレロの計画に立ちちはだかった。意志薄弱と思われた病床のカルロス2世が、1700年に入ってから、フィリップへの王位継承に難色を示しだしたのである。ハプスブルク派の軍人で歴史家でもあったカスタイビイの記録によれば、後継者の決定について国務会議内の支持が流動的だった頃、ポルトカレロは、アンジュー公フィリップの支持票を取りまとめる計画を練るための会議を私邸で開催し、「国王に（ポルトカレ

27 *Ibid.*, pp.99-102. この時期のハプスブルク派の筆頭には、マリア・アンナ王妃の寵臣だったカスティーリャ提督が位置していた。

28 *Ibid.*, p.101.

ロらが準備した遺言内容を）承諾させるために克服すべき3つの困難」について語った。「一つは、皇帝とその家系を愛する国王自身に起因するもの」、二つ目は「カール大公のスペインへの到着」、そして三つ目は、「父や祖父の遺言の命令に背くことを受け入れようとしない国王の意志」であった²⁹。実際、カルロス2世の父フェリペ4世は、1659年のピレネー条約で長女マリア・テレサとルイ14世の婚姻を取り決めた際、マリア・テレサのスペイン王位継承権を放棄させていた。また遺言状のなかでも、カルロス2世が継嗣のいないまま死去した場合には同腹のマルガリータの家系の方に第一継承順位を与える旨を記すなど、スペインがフランス・ブルボン家に吸収されないよう予防線を張っていた³⁰。そのフェリペ4世の遺志を継ぐことをカルロス2世が突如強く示しはじめた背景には、ハプスブルク派の工作活動が疑われた。

このことに、フランス、イギリス、オランダが即座に反応した。これら三国は、ハプスブルク家のカール大公がスペインの領土を一括して相続する可能性が高まった状況を前にして、1700年3月3日に第二回目の分割条約を締結したのである。こうして、領土分割の危機が再度スペインを襲ったが、この時ポルトカレロ政権は断固たる態度をとることはなかった。1700年5月23日に開催された国务会議においても、唯一決議されたのは、「(今回の分割条約の)決定には効力がなく、実行する方法は全くないため、起こりえたなかでは最善の結果である。というのも、状況は非常に複雑であるがゆえに、誰も戦争を求めているからである。ただし、(万一の戦争には)備えておく必要がある」というポルトカレロの発言に、会議として承認を与えることのみであり、最終的にも、分割条約に対する一般的な抗議を表明するにとどまった³¹。

カルロス2世に対する説得が難航し、領土分割の国際的圧力に対しても直接的な抗議行動をとることができないポルトカレロ政権の状況は、諸外国からは一種の「麻痺状態」と映っただろう³²。しかし、ペニャ・イスキエルド

29 Castellví Obando, Francisco. de, *Narraciones Históricas*, Mundet, J. M., y Alsina, J. M. (eds.), Madrid, 1977-2002, vol.I, pp.137-138, cit. por Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.106.

30 増井実子、前掲論文、364頁。

31 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.102.

32 オーストリア大使ハラッハの1700年5月20日の書簡には、スペインの宮廷で「何も処理されない (no se despacha nada)」様子が記されている。*Ibid.*, p.102.

は、これをポルトカレロが敢えて「混乱を狙った戦略 (la estrategia de confusión)」として解釈している³³。領土の割譲を回避しながらフェリペ5世に無事全ての領土を相続させるためには、カルロス2世の遺言による正式な指名が不可欠であり、そのためには、今この時点で戦争を引き起こすことだけでは何としても回避しなければならなかった。日に日に病状が悪化するカルロス2世を説得し翻意させるのが先か、国際的圧力によって緊張の糸が切れるのが先か。一触即発の状況のなかで、ポルトカレロは、政府の態度をあえて明確にしないことで時間稼ぎを試みたのである³⁴。

イタリアとドイツの一部の諸侯に対する態度も、その一環として理解できる。サヴォイア公をはじめとするイタリアならびに中央ヨーロッパの諸侯は、1700年3月3日に列強が二回目の分割条約を結んだことが明らかになった直後から、断固抗議すると同時に、スペイン政府に対しても強い態度で臨むよう繰り返し要請していた。それらの公国は小国ではあったが、ヨーロッパの地政学上の軸の役割を果たしていた。第一に、それらは「スペイン街道 (el camino español)」のルート上に位置していたことから、スペイン君主政にとっては、イベリア半島から北ヨーロッパの領土への兵力と物資の輸送に欠かせない重要な友好国であった。また、フランスとオーストリアという強国が、それらの公国を介して地理的に隔てられていたため、それらの小国の存在自体が大国同士の直接的対決の回避に貢献していた。

このように、それらの公国・領邦は、ヨーロッパの勢力バランスを大きく左右する鍵を握っていた。しかし、その独立性と存在意義を保つためには、ナポリやシチリアなど、近接するスペインの領土の政治的安定性が不可欠だった。ところが列強が結んだスペイン分割条約は、一回目、二回目ともに、それら隣接地域の統治者の変更を意味していたため、必然的にサヴォイア公国などの安全を大きく脅かすことが予測されたのだった。したがって、それらの諸侯がスペインの政府に望んでいたことは、イタリアならびに中央ヨーロッパの政治的「現状 *el status quo*」が維持されるよう、分割条約を結んだ列強に対して厳然たる態度で臨むことであった。期待された「明確な行動 *una clara actuación*」が何を意味するのかについて、ペニャ・イスキエルドも具体的には指摘していない。しかし、その後5月23日に、諸地域の駐屯軍

33 *Ibid.*, p.104.

34 *Ibid.*, p.102 y 106..

に対して待機命令が出されたことを考慮すると³⁵、サヴォイア公らは軍事行動を期待し、スペイン側は戦闘準備のポーズをとることでその期待に応えたと推測することができる。

しかしこの待機命令が実行に移されることはなかった。ポルトカレロ自身が8月14日の国务会議のセッションで発言している通り、スペインの海軍力は大西洋の防衛に注力されていたため、イタリアで開戦してもそちらの戦線に兵力を補強する艦船は不足していた。そのため、戦争が起きればイタリアの領土の喪失は避けられないことが容易に予測されたが、イベリア半島とアメリカの防衛を優先するポルトカレロの判断はそれもやむなしというものだった。しかし、その本心が露呈して諸侯たちを刺激することがないように注意しながら、ポルトカレロは引き続き「混乱作戦」を継続しなければならなかった³⁶。列強だけでなく、イタリアの諸公国ならびにドイツの諸侯からも圧力が加えられていた状況下で、戦争の勃発をできる限り遅らせ、その間に、外部に知られることなくカルロス2世に計画通りの新たな遺言状に署名させるためには、継承問題に対する態度を取えて明確にせず、列強と小国のどちらとも駆け引きをしている状態を維持すること自体が肝要だったのだ。

それは危険な賭けだったが、1700年7月から9月にかけてハーグやパリに駐在している大使らから国务会議に寄せられた情報を考慮すると、作戦には一定の効果があつたと評価できる³⁷。列強は、ヨーロッパの勢力均衡につながる領土の割譲をスペインから引き出すため、軍事行動への突入をギリギリのところで踏みとどまっていたのである。

しかし、時間的な余裕はなかった。ポルトカレロは、頻繁に病床のカルロス2世を訪れ、説得を急いだ。モラス・リバルタによれば、1700年6月6日の説得のレトリックに、ポルトカレロの「国家理性のセンス」が明確に表れている。この場面でポルトカレロがまず述べたのは、ハプスブルク朝の現

35 p.104.

36 ポルトカレロが敢えて明確な態度を取らなかったことによって、スペイン君主政の外交にも動搖をきたしていた。在ウィーン大使でハプスブルク派のパレティ伯は、王位継承問題をめぐる宮廷の議論を皇帝に密告し、不安をあおって軍事行動をとるよう促していたのだった。1708年8月9日の国务会議のセッションにおいては、このようなパレティ伯の国家機密漏洩に対する処分について審議が行われたが、それと合わせて、ポルトカレロの戦略の意図の不明瞭さがこのような事態を招いたことが批判された。*Ibid.*, p.103, pp.105-106.

37 *Ibid.*, p.104.

行の統治は彼らが学んできた理論（“la doctrina en que estamos criados”）に合致しており、その統治と支配を喜んで受け入れている（“dominio y mando con que estamos gustosos y bien hallados”）という感謝の言葉だった。しかし、ポルトカレロの発言の主旨は、ハプスブルク朝による統治の継続、すなわちカール大公の即位を促すことではなかった。彼の助言は、「この事案は、慈愛（caríños）、愛情（amores）、良き意志（buenas voluntades）に限定されること〔判断基準を置くこと〕を求めてはおりません。そうとあれば、残された（選択肢）は、フランス王の孫のなかの一人のみでございます。」という言葉で締めくくられているのである³⁸。

一方、ポルトカレロが進めていた国務会議内での票の取りまとめは、1700年9月に入る頃にはほぼ完了していた。ハプスブルク派はほぼ排除されていたのである³⁹。したがって、残る課題は、カルロス2世の説得のみとなっていた。ポルトカレロは、イタリアから名医と評判のドンゼッリを呼び寄せ、カルロス2世の延命を図ったが、1700年9月中旬には病状は再度悪化し、同月末には食事を受け付けられない状態になっていた⁴⁰。9月28日には「終油の秘跡」の儀式も行われるなど、タイムリミットが刻一刻と迫るなか、ポルトカレロは勝負に出た。1700年10月1日の国務会議のセッションで、用意していた遺言状の草案を提示し、メンバーに決断を迫ったのである⁴¹。この時、ポルトカレロ派のメンバーたちが、他の顧問官たちに強く訴えたことは、「枢機卿が提示している道以外に、（スペイン）君主政の一体性を確実にする道はない」（マンセナ侯爵）、「君主政の瓦解（la desmembración de la monarquía）を阻止するという目標は、ドーファン公の子息たちの一人が（スペインに）入城することによってのみ達成することが可能である」（ピリャフランカ侯爵）ということだった。スペインの一体性を守るためには、この後勃発することが予測された全面戦争を制することが不可欠であり、それを可能にするためには、軍事的な強い後ろ盾が必要だったのだ⁴²。ただし、議論の最後にフレスノ侯爵が締めくくったように、アンジュー公フィリップ

38 Molas Ribalta, *op. cit.* pp.33-34.

39 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.101.

40 *Ibid.*, pp.107-108.

41 *Ibid.*, p.109.

42 Castellví, *op. cit.*, pp.137-138, cit. por. Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.106.

の即位は、「二つの王家が統合されないという保証があつてのみ」認められるものだった⁴³。

このようなスピーチの後に行われた票決の結果を持って、ポルトカレロは10月3日に再びカルロス2世の病床を訪れた。そしてこの時の最後の説得が功を奏し、カルロス2世は自らの手でこの遺言状に署名した⁴⁴。国王が死去したのは、それから約1か月後、11月1日のことだった。

その前日、10月30日の國務會議の席で、ポルトカレロは同29日付のカルロス2世の書状を読み上げた。スペイン君主政の全ての顧問會議、副王ならびに全ての行政官僚、軍事司令官、司法機関に宛てたその書状には、カルロス2世の崩御後の全権をポルトカレロに与える旨が記されていた⁴⁵。また崩御と同時に統治評議會も設置された。マリア・アナ王妃、ポルトカレロ、その他少数の有力貴族から構成されるこの評議會が⁴⁶、新国王をルイ14世やフランス出身の廷臣から切り離し、スペイン王国の統治に関して王に助言する最高権力機関として機能させる予定だった⁴⁷。なぜなら、この時ブルボン王朝が一括して継承したのは、王権が及ぶ一体的な統治空間であって、「世襲財産として扱われる領土（un territorio que patrimonializar）」ではなかったからだ⁴⁸。

以上のプロセスを踏まえ、ペニャ・イスキエルドは、ヨーゼフ・フェルディナントが死去し、王位継承者の選択肢がブルボン家のフィリップとハプスブルク家のカール大公の二者に限定された後も、ポルトカレロは「第三の道（la tercera vía）」の方向性自体は放棄することなく、むしろそれを推進しようとしたと指摘している。

その「第三の道」とは、かつてカルロス2世の幼年期に、フアン・ホセが主席大臣として先鞭をつけた改革を再開するという選択肢である。ハプスブルク王朝の統治システムを前提としながら、その枠組みを逸脱することない

43 Molas Ribalta, *op. cit.*, p.34.

44 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), pp.109-111.

45 *Ibid.*, p.113.

46 カルロス2世の崩御後に設置された統治評議會の構成メンバーについては、Adolfo Hamer, *op. cit.* p.97.

47 Albareda Salvadó, *op. cit.*, p.61.

48 Vicent, I. M., "Entre prudentes y discretos. La conservación de la Monarquía Católica ante el tratado de Repartición de 1700", *Espacio, Tiempo y Forma. Serie IV, Historia Moderna*, t.9, 1996, pp.323-337, cit. por Albareda Salvadó, *op. cit.*, p.58.

範囲で改革を推進することこそが、最終的な目標であった⁴⁹。またその改革は、スペイン君主政が陥っている衰退からの脱却を目標としていた以上、衰退の象徴ともいべき領土の割譲などあってはならなかった。したがって、王位継承問題をめぐるポルトカレロの交渉・作戦は、スペイン君主政の領土を守り、諸改革を遂行するという最終目標を達成するための手段だったといえるだろう。領土を失わないことが大前提だとすれば、いずれ必ず勃発する戦争に勝利できるような軍事力を持つ同盟相手が必要であった⁵⁰。こうして、ルイ 14 世という強力な後ろ盾を持つフィリップが王位継承者として選択された⁵¹。しかしこの選択は、ルイ 14 世の拡張主義の野心の餌食になる危険をはらんでいただけに、遺言状にはそれを阻止する項目を挿入することが必須だった。またこの決断が外部に事前に漏洩することも避けなければならなかった。そうなれば、即座に全面戦争に突入することが予測されたからである。しかも、カルロス 2 世が新たな遺言状に署名する前に戦争が勃発すれば、宮廷の統治機構としての機能は停止し、改革など二の次になってしまう。したがって、列強が二回目の分割条約を締結した後も、サヴォイア公国などとは対照的に、ポルトカレロ政権は敢えて曖昧な態度をとり続けることで一触即発の外交問題を何とか切り抜けようとした。そうして時間稼ぎをしながら、国務会議内部での票固めと、カルロス 2 世の説得に尽力し、さらに全権の掌握にも成功したポルトカレロは、自らが敷いた「第三の道」をたどりながら、「ハプスブルク王朝によらない、ハプスブルク流の改革」すなわち、刷新的すぎない、慎重で穏健な改良計画に着手するはずだった。

3. カタルーニャの防衛：ポルトカレロとカタルーニャ諸機関との「対話」

ポルトカレロは、王位継承問題を円滑に解決するための最善策として、フェリペ 5 世の即位に貢献した。それは、ブルボン王朝を積極的に選択したこ

49 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), pp.63-64 y p.321.

50 Castellví, *op. cit.*, pp.137-138, cit. por. Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.106.

51 ルイ 14 世がスペイン領のネーデルラントあるいはミラノ公国を攻撃してきた場合、大トルコ戦争において神聖同盟に加わらなかったスペインのために、「カトリック世界」の防衛という大義に基づいてオーストリア・ハプスブルク家が援軍を出してくれるのかは疑わしかった。Molas Ribalta, *op. cit.*, p.30.

とを意味するものではなく、ましてや、フランス・ブルボン王朝の絶対王政を望んでいたわけでもなかった。そしてその意味で、ポルトカレロは、ハプスブルク王朝期の複合王政の擁護者でもあった。というのも、法に基づく統治（el constitucionalismo）とその前提となる議会制を尊重する立場を取ったからである。

近世スペイン君主政のなかで、地方特権に対する執着が特に強かった地域政体の一つがカタルーニャ公国である。特権的地域としての意識が強く、統治契約の概念（el pactismo）に依拠しながら王権に対して「法に基づく統治」を要求する姿勢を貫いたため、中央政府との間にしばしば衝突が生じた。なかでも 1640 年代の反乱は、政治的自立性に対する同地方の執着の強さを象徴する事例の一つである。この反乱のきっかけは、三十年戦争の枠組みで勃発したフランスとの戦争において、国境を接する同地域の防衛が危うくなったこと、またその防衛費と兵力の負担を王権が（カタルーニャに言わせれば）彼らの地方特権を犯して強要したことにあった。この時に、オリバレス伯公爵政権が示した強権性に対して、カタルーニャは、ハプスブルク王朝から離反しフランス王権の保護下に入るという方法で強く反発したのだった。

この反乱は最終的に王権とカタルーニャの双方が譲歩する形で 1652 年に終結したが、フランスとの戦争は継続していたこともあり、反乱が鎮圧した後も国境地帯には国王軍が駐屯していた。この国王軍に対して、駐屯先の村々は宿泊と食料の提供を強いられていた。また、駐屯兵の略奪行為も頻発するなどしていたために、王権ならびに中央政府に対する地元住民の不満は依然として高まっていた。

1700 年 11 月に新国王が即位したことは、カタルーニャにとって、この駐屯軍維持負担（el alojamiento）問題を含め、王権による特権侵害について議論し、特権的地域としての立場を主張するチャンスだった。カタルーニャの伝統である統治契約は、まさに新国王即位に際して開催されるべき公国議会において、王権側はカタルーニャの法の遵守を、諸身分代表側は王への忠誠を互いに誓約することで「更新」されるものだったからだ。実際、カタルーニャでは 1701 年 10 月、実に半世紀以上ぶりに議会が招集されることになるが、新王朝に対するカタルーニャの政治的交渉は、それ以前から、新副王バルマ・デル・リオ伯（通称バルマ伯、1701 年 1 月任命）を通じて始まっていた。

彼の前任者のダルムシュタット公は、中央ドイツの諸侯の家系出身で、アウグスブルク同盟戦争においては、カタルーニャ人と共にバルセロナ包囲戦を戦った経歴を持っていた。1698年に副王に就任した以降も、先の大戦の「戦友」であるカタルーニャの寡頭支配者層や、特にバルセロナの商業ブルジョワジーならびにバルセロナ在住の英蘭の商人との間に、政治的信頼関係と経済的ネットワークを確立していた。そのダルムシュタット公が更迭され、マドリードの宮廷から新副王としてパルマ伯が派遣されたことに対しては、ダルムシュタット公自身も留任を強く希望していただけに⁵²、カタルーニャからは当初反発も予測された。実際、百人会議と称されたバルセロナ市会は、新国王フェリペ5世との統治契約が成立していない時点で、中央権力を代表する副王の権力に対して「その受け入れを誓約すること」に抵抗を示していた。そのためパルマ伯は赴任直後の1701年2月から、カタルーニャの諸機関と交渉を開始しなければならなかった。そしてその努力が実って、3月2日に「議会の諸身分代表 (los tres Comunes)」が受け入れを誓約したことで、名実ともに真の副王となった⁵³。

このパルマ伯を副王に推薦したのが、カルロス2世の逝去と同時に設置された統治評議会の議長に就任した叔父ポルトカレロだった。ポルトカレロは、これから着手しようとする「慎重な改良計画」を地域レベルで進めるためのパイプ役として、パルマ伯を送り込んだと推測される。

その数か月後の1701年5月、スペイン領ミラノ公国にプリンツ・オイゲン率いるオーストリア軍が進軍したことによってスペイン継承戦争は事実上開戦し、同年9月、イギリス、オランダ、オーストリアによる大同盟の結成をもって全面戦争に突入することとなる。カタルーニャが大同盟に与してブルボン朝から離反するのは1705年の夏のことだが、この離反は、「法に基づく統治」に対する考え方の違いが、カタルーニャ諸機関とブルボン朝との間で埋めることのできない溝となって両者の関係に亀裂を生んだからだった。しかし、少なくともパルマ伯の副王期においては、カタルーニャ諸機関と宰相ポルトカレロとの間に緊張関係は確認できない。それは、副王パルマ伯を介して、交渉あるいは「対話」が成り立っていたからである。

52 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.153.

53 *Ibid.*, pp.154-155.

1) カタルーニャの防衛問題

副王パルマ伯を介したカタルーニャと王権あるいは中央政府（この時点では統治評議会）の最初の交渉は、1701年3月2日、バルセロナ港にイギリスとオランダの艦隊が突如「来訪（la visita）」したことがきっかけだった。同日中にパルマ伯が統治評議会に報告したところによると、カタルーニャ当局が、慣例に従ってこの艦船に「貨物運送状（la guía）」の提示を求めたところ、艦隊側は荷物の内容証明を頑なに拒否した⁵⁴。そしてそのような態度からは、彼らが「何かしらの挑発（の機会）を探している」様子がうかがわれた。3月9日になっても艦隊はバルセロナ沖で停泊を続けており、艦載ボートを使って偵察するなど不審な動きを見せていた。このような事態に直面して、カタルーニャの諸機関は、これを駆逐するため、「法と規定に従って（conforme a las constituciones y capítulos）」民兵隊を結成し武装する許可を政府に求めた⁵⁵。

3月2日の第一報を受けた統治評議会は、3月7日、副王パルマ伯に対して、貨物運搬状の提示を引き続き要求しても先方が拒否し続ける場合は、慎重を期したうえで、「（副王が）最適とみなす手段をとるよう」命じた⁵⁶。そして、3月9日になっても状況が改善しなかったため、パルマ伯は公国議会代表部ならびにバルセロナ市会の同意のもと、独断で民兵隊の武装を命じることに踏み切った。その報告を受けたポルトカレロは、これを既成事実として追認すべく、カタルーニャの民兵隊の武装を正式に許可すること、そしてそのうえで12,000人の兵士の派遣を提案した（3月12日と3月15日）⁵⁷。しかし、カタルーニャの武装は1640年の反乱を想起させるものであり、また公国議会の開幕を数か月後に控えている状況下で地域政体からの要求に安易に応じるという前例を作ること自体が、王の権威を損なうことにつながることも懸念されたため、ポルトカレロの提案は却下された。

そもそも、カタルーニャに軍事的支援を送ることは、人的・経済的資源が

54 パルマ伯の報告書には、「戦艦は通常は貨物運送状を作成しないもの（no suelen hacer guía）とはいえ、（積荷の開示の要求に対して）イギリス人のように（抵抗するの）ではなく、好意的に対応するのが慣例であります。」と記されている。

Ibid., p.158.

55 *Ibid.*, p.159

56 *Ibid.*, p.159

57 *Ibid.*, pp.157 y 159

枯渇していたために現実的に不可能だった⁵⁸。特に、地中海に派遣できる艦隊の欠如が深刻な問題であった。この点に関しては、フランスの海軍を頼るという選択肢もあった。というのも、フランス王権は、すでに同年2月の段階で、今後戦争が勃発した際には、アメリカも含む全ての海域に艦隊を派遣する準備ができていた旨を、統治評議会に伝えていたからである。この時ポルトカレロは、フランスの援軍の受け入れは同国への従属を意味するとともに、英蘭ならびにオーストリア・ハプスブルク家を刺激する危険もあるとの理由で受け入れを拒否する立場をとり、フレスノ侯ら賛成派と対立していた。英蘭の戦艦の「来訪」は、まさにそのような議論が展開されていたなかで起こった出来事だった。

英蘭の艦隊は同年3月11日に撤退したが、この出来事は、地中海の防衛という重大な問題を浮き彫りにした。統治評議会内の議論は、フェリペ5世がこの問題に介入しはじめて以降（3月14日）、フランスの援軍受け入れを前提に進んでいくが、問題は、カタルーニャ防衛作戦におけるフランスの艦隊の位置づけであった。同年3月23日の統治業議会におけるポルトカレロの主張は、副王パルマ伯から届いた同月17日付けの陳情内容の報告という形をとりつつ、地中海領域の軍事戦略上の重要性を踏まえながら、スペイン君主政の防衛と経営という本質的な問題を論じている点で非常に興味深い⁵⁹。

3月17日付の陳情書のなかで、パルマ伯は、主として国境地帯にある要塞の修繕と補強を政府に求めるカタルーニャ諸機関の声を代弁しながら、その有益性を強調していた。要塞を補強したうえで、民兵隊を結成し地域住民に防衛の責任を負わせることによって、現状のようにドイツ（特にバイエルン）の傭兵隊に頼ることなく合理的にカタルーニャを防衛することが可能になるうえ、傭兵隊の維持負担に対する地元住民の不満も解消される、というのがパルマ伯の主張であった。しかもこれは、防衛目的の武装を認めたカタルーニャの法に依拠した主張だった⁶⁰。ポルトカレロは、パルマ伯のこのような訴えを全面的に支持しながら、より大局的な視点からフェリペ5世に対

58 *Ibid.*, pp.157-158.

59 カタルーニャの武装強化を急いだ背景には、前副王ダルムシュタット公がバレンシア王国ならびにカタルーニャ公国のハプスブルク派と密談を重ねるなど不穏な動きを見せていたという事情もあった。*Ibid.*, pp.156-157.

60 *Ibid.*, p.157.

して意見を述べている。象徴的なのは、「(スペイン) 君主政は、フランドルではなく、地中海で守られるのです」という発言である。この頃、ルイ 14 世は、スペイン国王フェリペ 5 世の名においてオランダを挑発するなど、戦略上フランドル方面を重視していた。しかしポルトカレロによれば、地中海をコントロールしない限りは「何もなす術がない」のであった。そして、「艦隊が不足しているという現状においては、全ての地域（の戦い）に直接的に介入することは不可能であります。したがって、イタリアとカタルーニャの軍事的自立（la autonomía militar）を可能にしなければなりません。〔中略〕フランドルで戦うよりもイタリアで戦うことによって、スペイン君主政はより少ない費用で防衛できるのです。」と訴えた⁶¹。そのためには、バルマ伯が主張しているように、ドイツの傭兵を解雇し、カタルーニャの民を武装して防衛に備えさせたいと、フランスの艦隊派遣の申し出を受け入れる必要があった。しかし、フランスの海軍はあくまでも、補助的な役割を果たすことが前提だった。ポルトカレロのこのような訴えに対し、統治評議会内では、カタルーニャの武装化が過去の事例のような反乱のきっかけになる危険性を問題視する声が聞かれたが、ポルトカレロは同年 4 月 20 日、カタルーニャ副王ならびに諸機関は疑いの余地なく国王と統治評議会に「忠実である fieles」と断言し、王権に対するカタルーニャの忠誠を擁護した⁶²。

その後、同年 7 月初旬に英蘭の艦隊が再度バルセロナへやってくると、統治評議会は取り急ぎスペインのガレー船 8 隻を地中海に集めたが、軍事力の不足は否定しがたい事実だった。このような緊急事態に直面し、フランスから 12 隻のガレー船が地中海に派遣されたが、その指揮権の所在をめぐり、マドリードの統治評議会とフランス王権の意見の対立が続いていた⁶³。そんななかで、イギリス議会がさらに 40 隻の追加派遣を決定したとの報告がロンドン駐在大使から届くと、スペイン政府はフランスに対してさらなる軍事支援を要請する必要にせまられた⁶⁴。こうして、統治評議会は、フランス王権からの要求に譲歩せざるをえない状況に追い込まれることとなった。

61 *Ibid.*, p.158

62 *Ibid.*, p.158

63 9 月 29 日の統治評議会のセッションでも、フランスから派遣された艦隊の指揮・命令権の所在について議論されたが、ここでも、3 月 15 日の会議のときの「フランス軍はスペイン軍のサポートに徹する」という決議が確認されて終わった。*Ibid.*, p.160.

64 *Ibid.*, p.160

2) 商業権益をめぐる抗議と領土問題

地中海領域の防衛問題に関する議論が活性化していたのと並行して、カタルーニャ副王領からは別の問題が提起されていた。バルマ伯は、1701年5月、少なくとも4回にわたって、フランスとの国境地帯（アラン渓谷あたり）で、フランス商人による密貿易が横行している問題について報告している。それによれば、この密貿易は「ほとんどが略奪（saqueos）」に等しく、しかもフランス軍に守られながら行われていた。というのも、フランスの軍隊はカタルーニャ側の国境地帯を自由に通行していたからだだった。

このように、国境の安全が脅かされている事実を指摘したうえで、副王はここでも、「カタルーニャの法」を根拠として、地域住民による自衛のための武装化が有益であると結論付けていた。さらに、「武装の許可が与えられなくとも、彼らは許可のないまま武装する」ことが予測され、それは反乱の端緒となりえるため、事態がさらに複雑化することが懸念された⁶⁵。

バルマ伯によれば、カタルーニャの商業利権は別の分野においても脅かされていた。カタルーニャの商業資本家はみな、バルセロナ百人会議や、貿易商人のための「商務館（el Consulado del Mar）」といった互助的団体に属し、また議会常設代表部やバルセロナに駐在するイギリスやオランダの貿易商にもネットワークを広げながら、「ロビイスト的な」活動を通じて利益を維持していた⁶⁶。その利益の一部は、少なくともアウグスブルク同盟戦争の頃から独占してきた、あらゆる軍需品の供給と輸送に由来するものだった。しかし、1701年7月30日に副王を通じて統治評議会に提出された陳情書によれば、彼らはこれらの活動から排除される危機に直面していた。というのも、艦隊派遣問題で優位に立つフランス王権がその代償とばかりに、軍需に関わる全ての活動（戦艦の造船、そのための木材の調達・提供を含む）にスペイン国内の業者が参入することを禁止するよう、スペイン政府に要求していたからである⁶⁷。したがって7月30日の陳情書の主旨は、フランス王権からの要求に応じないよう、そして「フランス人がカタルーニャ内で行っている自由な商業（el libre comercio）を制限するよう」統治評議会に訴えることに

65 *Ibid.*, p.161

66 *Ibid.*, p.161.

67 1701年6月16日の統治評議会では、フランス王権からのそのような要求について議論された。

あった⁶⁸。この時の商業ブルジョワジーの立場は、後のカタルーニャ公国議會で付与される様々な経済的特権に反映されることになる⁶⁹。

以上のように、主にバルセロナを活動拠点とする商業ブルジョワジーは、フランス商人による商業権益の侵害を背景として、フランス王権からの圧力を跳ね返すことのできない新王朝に不満を抱き始めたが⁷⁰、それと同じ頃、国境地域の富裕層もブルボン朝に対する失望感を強めていた。問題の発端は、1659年にさかのぼる。

この年に結ばれたピレネー条約によって、カタルーニャは当時の領土の五分の一にあたるルシヨンとセルダーニャの一部を失っていた。こうして領地を減らした貴族や、「(土地所有を志向し) 原始的貴族性を帯びるブルジョワ」(los grupos “burgueses protonobles”) は、王継承問題が議論されていた当時、ブルボン朝の成立は、領土奪還に関するフランスとの交渉に有利に働くだらうという期待を抱いており、そのような実利的理由によって、消極的にブルボン朝を支持していた⁷¹。

またポルトカレロも、歴史的に反仏感情の根強いカタルーニャを安定的に統治するために貴族層の支持は不可欠であるという判断から、貴族懐柔策の一環として、ルシヨン一帯の返還に向けてフランス王権と交渉するべきであるという提案を同年8月23日の統治評議會で行った⁷²。しかし、この要求は、ルイ14世に届く以前に、フェリペ5世から拒絶された。こうして、ブルボン朝は大部分の貴族の支持も失うことになる。そして、強権性を露わにしたブルボン朝とパルマ伯ならびにポルトカレロとの間にも、この頃からすでに軋轢が生じ始めていたのである。

3) カタルーニャ公国議會の開幕をめぐって

1701年1月、フェリペ5世は、カタルーニャ公国の新副王パルマ伯の任

68 *Ibid.*, pp.161-162. この陳情を受けて、1701年8月23日の統治評議會のセッションでも、軍需産業の独占権をフランスの商人に与えるべきか否かについて議論された。

69 Albareda Salvadó, *op. cit.*, p.79.

70 アメリカの領土への奴隷供給の独占権（アシエント特権）がフランスのギニア会社にも与えられたこともその一つである。

71 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.162.

72 *Ibid.*, p.162

命とあわせて、公国議会の招集を宣言していた⁷³。しかし、その期日は明言されていなかったため、統治評議会には同年5月と6月の二度、カタルーニャの議会常設代表部から議会招集を促す嘆願書が届いていた⁷⁴。これを受けて、同年9月1日の王令で公国議会の招集が改めて宣言された。それは、「これまで常にこの君主政の利益 (el bien de esta Monarquía) に配慮してきた」ポルトカレロからの強い後押しがあってこそその決定であった。また、フェリペ5世が宮廷を不在にする間の統治に関しては、「カルロス2世に良き助言を行った」、そして「フェリペ5世にもよき助言を与え続けている」ポルトカレロに全権を委ねる旨も記された⁷⁵。

同年9月30日、フェリペ5世はバルセロナに到着し、10月12日に公国議会の開幕が宣言された。しかし、地域政体の代表たちとの直接的交渉のために国王自ら出向くことに対しては、宮廷内に否定的な意見があったことも事実である。国王の顧問官の一人であったセバスティアン・コルテス・デ・ラ・カルセルは、カタルーニャ公国議会を開催するデメリットについて、同年7月を通じて少なくとも4度、国王に進言している。イタリアならびに北方でも軍事的緊張が高まっているタイミングで各地域の議会を招集すること自体、君主政内部の問題を露呈させ、未だ不安定な新王朝の権威を損なうことが懸念された。地方特権への執着が強いカタルーニャの場合はさらにその危険性は大きかったが、それでも議会を招集するのであれば、第一に留意すべきは、国王が先にカタルーニャの法の遵守を宣誓するという慣例に決して従わないことだった。コルテス・デ・ラ・カルセルによれば、今回の公国議会は、1599年の公国議会において諸身分側に有利な形で「暫定的に」制定された諸規定を失効させる機会であるにもかかわらず、万一、国王が真っ先に法の遵守を宣誓すれば、その機会を失うことになるからだった。

そもそも、コルテス・デ・ラ・カルセルにとって議会とは、「公国の善 (el bien del Principado) という大義 (causas) のため」に召集されるものではあるが、交渉の場ではなかった。今回、公国議会側は「駐屯軍維持負担問題」や「代表組織の任命権問題」(いわゆる「インサクラシオン」問題)⁷⁶の

73 Albareda, *op.cit.*, p.77.

74 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.166.

75 *Ibid.*, p.167, nota.389.

76 カタルーニャには、中世から役人・官職の任命から王権が排除される傾向にあった。これを可能にしていたのが、「インサクラシオン (la insalucación)」というメ

解決に向けて交渉を持ちかけることが予測された。しかし、議会招集の目的は、公国側に王への忠誠を誓わせること、そして「通常上納金 (el servicio ordinario)」の支払いに合意させることのみであり、それ以外の議題を扱うべきではない、とされた⁷⁷。

また、コルテス・デ・ラ・カルセルは、副王パルマ伯が特定の身分との間にすでに成立させていた合意事項をカタルーニャの法として制定するべきではないという助言も与えた。特定の集団にのみ有利な法は、公国内部の利害対立を激化させるばかりか、そのような公国内部の混乱を収拾できなければ王権の失墜につながる危険があったからであった⁷⁸。

結局、フェリペ5世はこのような否定的な意見よりもポルトカレロの助言を優先した。1701年9月30日にバルセロナに到着したフェリペ5世は、サン・フランシスコ広場でバルセロナ市入城の鍵をラ・ロサ伯から受け取ると、その場で法とフェロスの尊重を誓った。また10月2日には、大聖堂でも同様の誓いをたてた⁷⁹。そして、10月12日に議会が開幕すると、コルテス・イ・ラ・カルセルが危惧した通りの展開となった。各身分の代表は、この直接交渉の機会を最大限に活用しようと様々な特権を要求した。また、身分間ならびに身分内の利害対立も表面化した。その過程で、特定の身分・集団から、度々「異議 (dissentiment)」申し立ての意志が示されたため、議会は何度も中断の危機に見舞われた⁸⁰。しかしその度に、副王パルマ伯やフェリペ5世に同行していた秘書官ウリョアが間を取り持ち、フェリペ5世側が一定の譲歩を示す形で諸身分の要求が次々と承認されていった。

ㄨ 制度である。本来「インサクラシオン」とは、「袋 (un saco)」に入れること、すなわち候補者の名前を書いた球を袋に入れる行為を指すが、実際はその袋からの無作為の抽選によって官職に就く者を決定する人事システムを示唆する用語であり、権力者による意図的な操作を不可能にする「民主主義的」制度を意味した。この制度は当初、市参事会に限定されていたが、その後、常設代表部やその他の司法機関にまで拡大されていた。

77 国王が交渉に応じれば、それはもはや「コルテス」ではなく「パーラメント (Parlamentos)」と呼ぶべきものだという言葉もそえられた。

78 コルテス・デ・ラ・カルセルの報告書の内容については、*Ibid.*, p.165-166.

79 *Ibid.*, p.167; アルバレダの研究では、カタルーニャの法の遵守の日付は10月4日となっている。Albareda Salvadó, *op.cit.* . . , p.78.

80 例えば、公国議会常設代表部の主導で進めるバルセロナ郊外の「都市化」が、その村落を管轄する教区教会の許可を得ずに進められていたことに対し、聖職者代表が「異議」表明の意志を示して圧力をかけながら、貴族代表に抗議した。Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), pp.168-169.

例えば、以前からの懸案事項の一つであった「駐屯兵の維持負担問題」については、もう一つの懸案事項であった上納金問題と共に解決された。すなわち、王権側が駐屯軍の維持負担の軽減を認めたのとあわせて、カタルーニャ公国側もこれまで執拗に拒否し続けてきた上納金の支払い要求に応じたのである。また、経済問題に関しても、バルセロナの商務館所属の商人の要求通り、それまでカスティーリャの商人に限定されていた海外領土との交易権が認められた⁸¹。

しかし、12月10日、「官職任命権問題」をめぐる王権と議会の意見の衝突によって、議論の中断が現実のものとなる。カタルーニャのブルボン派の法律家ジョセップ・デ・アロスが、高等法院の院長として1706年に記したところによると、地方の代表組織の任命権は、国王の大権の一つであった。なぜなら、これは、「バルセロナ市（百人会議）と議会常設代表部という代表機関（*estos Comunes*）が、王権の利益と最高権限（*los intereses y soberanía de la real dignidad*）に反する企図を安易に抱くことがないようにする」ために、国王が都市と常設代表部の中で唯一行使できる「権威と介入（*autoridad y medio*）」の手段だったからである⁸²。フェリペ5世側は、代表組織の構成員の任命に王権が関与する権利が拒否されれば、軍事力の行使も辞さない意志を表明した。これに対して諸身分代表は、翌12月11日に「全会異議（*dissentiment general*）」を申し立てた。しかしこの抗議行動は、実際には貴族身分代表が他身分の合意のないまま独断で行ったものだったため、諸身分間の亀裂は深まった。しかも、これまで調整役として貢献してきたパルマ伯はこの当時健康上の理由から副王職を辞任していた。新たに任命されたメディナ・シドニア公爵が即座に諸身分の信頼を得られるはずもなく、このままでは統治契約の更新にいたらない可能性が高まった。

この膠着状態からの脱却の契機として注目したいのが、12月17日に公となった一つの「嘆願書」（*Representación*）の存在である。嘆願書の日付は12月16日、差出人としてパルマ伯の名が記されていた。そしてそのことが、

81 1701-1702年の公国議会で承認された経済関連の特権のなかで、アメリカとの交易権以外に特筆すべき項目としては、特権的貿易会社の設立の認可、カタルーニャの特産品であるワインや蒸留酒などを他地域で販売する際に課されていた国内関税の廃止ならびにこれらの製品の国外からの輸出に高関税をかける保護貿易の措置などが挙げられる。Albareda Salvadó, *op.cit.*, p.83.

82 *Ibid.*, p.79.

公国議会の構成員たちの間に論争を引き起こした。というのもこの嘆願書は、カタルーニャの諸身分間の不和を表面化させた元凶として公国議會を断罪し、その意義を完全否定しながら議會の中止を要求する内容のものであったからである。熱心な交渉によって公国議會の開催を実現させたパルマ伯を、「素晴らしい資質を備え、打算的でなく、国王と確固たる真実のために大きく貢献してきた人物」として賞賛する者たちは、この嘆願書の捏造を疑い、パルマ伯の名誉を弁護した⁸³。また、「嘆願書」のような文書が市民に公表される（publicar）という異例の事態に、何者かの意図的な関与を感じ取ったのだった。一方、パルマ伯が実際にこの文書を作成したと信じる者たちは、パルマ伯を、地方特権を軽視する中央権力の一人としてみなし、敵意をむき出しにした。彼らに言わせれば、パルマ伯は、「トレドの枢機卿であって、極めて高級な役人でもあり、そして両宮廷〔マドリードとパリ〕の強大な権威でもある」ポルトカレロの「親戚そして傀儡」に他ならず、また「カタルーニャを暴政の下におき（tiene tiranizada Cataluña）」、「王と臣民を分断させながら、カタルーニャを破壊しようとしてきた」中央権力の権化のような存在であって、「国王陛下が議會を閉幕しようとしてくださること〔国王による法の遵守の宣誓〕」を妨害しようとしていた⁸⁴。このような、パルマ伯ならびにポルトカレロの悪意を糾弾した一派の態度には、オリバレス伯公爵が試みた中央集権化に立ち向かった時と同様に、中央権力に対する強い敵意と地方特権への執着が反映されていると言えよう。

この「嘆願書」の筆者は本当にパルマ伯だったのか。この問いに対して最終的な結論は出されていないが、王権とカタルーニャ公国の間に立って交渉の成功に尽力してきたパルマ伯ならびにポルトカレロの言動と、嘆願書の内容は、明らかに矛盾している。いずれにしても重要なのは、意見を戦わせたものたちが一人として嘆願書に同調しなかったことである。この論争はむしろ、それまで個々の利益を優先させてきた者たちの間で、公国議会の意義を再確認させる契機となったと考えられる。

一方、マドリードの統治評議會を統括するポルトカレロも、カタルーニャ公国議会の議論が「全会異議」によって中断しているという事態を無視することはできなかった。12月13日、ポルトカレロは、体調の悪化した甥を気

83 Peña Izquierdo, *op. cit.* (*De Austrias . . .*), p.174.

84 *Ibid.*, pp.174-175.

遣いながらも、バルマ伯を統治契約の遂行に不可欠な存在とみなし、副王への復職を求める書状をフェリペ5世に送っている⁸⁵。これを受けて、フェリペ5世は、メディナ・シドニア公の補佐としてカタルーニャの諸身分との交渉に戻るようバルマ伯に命じた。その交渉の開始の日付が、前述の「嘆願書」が公表された12月17日と重なっていることが、偶然かどうかは不明である。しかし、翌12月18日に諸身分代表が「全会異議」を撤回し、その翌日に公国議会の議論が再開された事実を⁸⁶、バルマ伯の再登場と結びつけて理解することは不自然ではないだろう。

決裂寸前だった交渉は、バルマ伯とポルトカレロの仲介によって再度進展し始めた。これを機に、議論は今まで以上にスムーズに進行し、カタルーニャの新たな法の草案が次々と作成されていった。1702年1月14日、フェリペ5世はこの成果に対する満足の言葉を述べ、公国議会の幕を閉じた⁸⁷。そして、同年4月4日、祖父ルイ14世が派遣した艦船に乗り込み、ナポリ公国へ、すなわちポルトカレロが最も重視した戦略上の拠点へと遠征に向かったのだ⁸⁸。

さいごに

カタルーニャ公国議会は、王権と諸身分代表、双方の一定の満足のうちに無事閉幕した。一方、アラゴン王国議会は、いくつかの問題が未解決だったため、国王不在のまま議論が継続されることとなった。この時、フェリペ5世の代行に指名されたのは、サヴォイアから到着して間もないマリア・ルイサ王妃だった。統治権が王妃に委任されたのである。これは、ポルトカレロの暫定的政権（la gobernación-interín）の無効化を意味したが、ポルトカレロ自身はこの後も宰相として権力を行使する意欲を見せていた。

しかし、この後パリの宮廷から派遣される廷臣がそれを阻むことになる。財政専門のオリーや王妃の女中長に任命されたウルシーニ女大公をはじめと

85 カタルーニャ公国議会在閉幕した後マドリッドへ呼び戻して、自身の右腕として統治評議会に参加させる許可も求めた。Ibid., p.172.

86 Ibid., p.175-176

87 Ibid., p.176.

88 Ibid., p.176；アルバレダの研究では、フェリペ5世の出向の日付は4月8日となっている。Albareda Salvadó, *op. cit.*, p.83.

するルイ 14 世の腹心の家臣たちが、若く政治経験に乏しい国王と王妃の意志をコントロールし、絶対主義的・中央集権的な統治とフランス王権に有利な経済政策を進めていくのである。これらフランス出身の廷臣とポルトカレロの関係性が悪化するなか、王位継承をめぐる 1705 年にスペイン国内で内戦が勃発すると、ポルトカレロは翌 1706 年に甥パルマ伯とともにハプスブルク朝支持へと転じることとなる。

この事実を考慮すると、王位継承問題に関するポルトカレロの支持は、バイエルン選帝侯の子ヨーゼフ・フェルディナントからフランス・ブルボン家のフィリップへ、また最後にはオーストリア・ハプスブルク家のカール大公へと、二度変化したことになる。しかし、それはポルトカレロの優柔不断さの証ではなく、むしろ彼の一貫した政治信念を反映していると解釈するべきだろう。そこに、ポルトカレロの国家理性の意味するものを読み解くことが本論の課題だった。

それ以前、ハプスブルク王朝期のスペイン君主政においては、神が与えたカトリック世界の防衛という使命が、政治的行動に正当性を与えていた。異教徒の迫害も、海外領土の征服・支配も、「神意」(la providencia) なしには正当化できなかったのである。そのため近世スペインでは、政治を倫理に優先させたマッキヤヴェリ的な国家理性は批判される傾向にあった。「神意」に従うことこそがスペイン固有の国家理性だったと言えるだろう。しかし、カルロス 2 世の治世後半になると、スペイン君主政の行動規範と「神意」との間に矛盾が生じはじめた。例えば、仏蘭戦争においては、プロテスタント国であり 80 年に渡って独立問題で争ってきたオランダと同盟し、カトリック国であるフランスと戦うなど、宗派対立よりもスペイン領ネーデルラントの防衛が優先された。また、神聖ローマ帝国とオスマントルコとの間に大トルコ戦争（1683-1699 年）が勃発した際にも、教皇が結成した「神聖同盟」にスペインが参加することはなかった⁸⁹。「聖戦」に参加するという大義よりも、王位継承問題から派生した政治的問題の方が優先されたのである。その当時ポルトカレロは、スペインの聖職者のトップに立つトレド大司教であり、名誉ある枢機卿の肩書も有していたが、宰相としてのポルトカレロの決断に神学やキリスト教の規範が大きく影響することはなかった。

ポルトカレロの国家理性を分析するにあたっては、ヨーロッパの政治情勢

89 Molas Ribalta, *Ibid.*, pp.30-31.

との関連性を考慮することが重要である。しかしながら、従来のように、列強の覇権争いに巻き込まれることなくスペイン帝国の領土の一体性を守ろうとしたという説明だけでは、ポルトカレロの国家理性の本質を論じるには不十分である。本論ではまず、ポルトカレロが外交面・内政面で下した一連の政治的判断を中心におきながら、1700年前後のスペイン君主政が置かれた困難な状況を再現することによって、ポルトカレロが最終的に目指していた真の目標を析出することを試みた。列強が目論むスペイン帝国の瓦解を阻止しようとしたこと、そのために領土の一括相続という条件を優先して王位継承者を決定したこと、そしてその過程で様々な交渉を行ったことは、彼にとってより大きな課題に取り組むための前提条件だったと考えられる。

ポルトカレロにとって、王位継承問題とそこから派生する諸問題を解決することは、「君主政の善〔もしくは利益〕(el bien de la Monarquía)」という究極の目標を実現するために不可欠な条件だった。そして、「君主政の善」を叶えるための改革を、機能的な行政府の強い主導性の下で実現しようとしていたというのが現時点での見立てである。

ポルトカレロは、リバデネイラやバリエントスのように論考を通じて国家理性を正面から語る理論家はなく、政治的判断を通して国家理性を実践する政治家であった。彼にとっての国家は君主政ではあるが、権力の神聖性や法的正当性を根拠に権限の帰属を争っていた王権や地域政体とは異なる、行政という領域のなかで、君主政という統治システムの改革を目指していたのではないだろうか。

ポルトカレロの国家理性の本質を問う課題に対して、本論では明確な答えを導き出すにはいたらなかった。カタルーニャ公国議会の閉幕後の展開、すなわちフェリペ5世やフランスの廷臣たちとの意見の対立、失脚、そしてブルボン派との決別の過程までを追うことによって、その本質にさらに迫ることが今後の課題である。

参考文献

- Albareda Salvadó, Joaquim, *La Guerra de sucesión de España (1700-1714)*, Barcelona, 2010.
- De Bernardo Ares, José Manuel, *El Cardenal Portocarrero y su tiempo (1635-1709)*, León, 2013.
- Fernández Santamaría, José Antonio, *Razón de Estado y política en el pensamiento político*

del Barroco (1595-1640), Madrid, 1998.

García García, Bernardo José, "Setting Limits to Grandeur : Preserving the Spanish Monarchy in Iron Century", Robert von Friedeburg & John Morril (eds.), *Monarchy Transformed : Princes and Their Elites in Early Modern Western Europe*, Cambridge, 2017, pp.127-163.

Gil Pujol, Xavier, "La razón de Estado en la España de la Contrarreforma. Usos y razones de la política", Rus Rufino, Salvador, Zamora Bonilla, Javier, Molas Ribalta, Pere, Gil Pujol, Xavier, y Pérez Samper, M^a Ángeles, *La Razón de Estado en la España moderna*, Valencia, 2000, pp.37-58.

Hamer Flores, Adolfo, "De Austrias a Borbones, La Secretaría del Despacho Universal en la sucesión a la Monarquía Hispánica", *La sucesión de la Monarquía Hispánica, 1665-1725*, 2009, pp.87-106.

Molas Ribalta, Pere, "La Razón de Estado y la sucesión española", Rus Rufino, Salvador, Zamora Bonilla, Javier, Molas Ribalta, Pere, Gil Pujol, Xavier, y Pérez Samper, M^a Ángeles, *La Razón de Estado en la España moderna*, Valencia, 2000, pp.28-36.

Peña Izquierdo, Antonio Ramón, "El virrey de Sicilia Cardenal Portocarrero y la revuelta de Messina a través de la correspondencia con el plenipotenciario español en Venecia Marqués de Villagarcía (1677-1678)", *Tiempos Modernos*, vol.2, núm.4, 2001.

——— *De Austrias a Borbones. España entre los siglos XVII y XVIII*, Barcelona, 2008.
([http : // www.tiemposmodernos.org/tm3/index.php/tm/article/view/14/26](http://www.tiemposmodernos.org/tm3/index.php/tm/article/view/14/26), Feb. 18, 2020.)

竹下和亮、「スペイン「国家」の成立—アラモス・デ・バリエントスの国家理性論—」、立石博高編著、『スペイン王国と複合君主政』、昭和田、2018年、153-195頁。

中本香、「スペイン継承戦争にみる複合君主政 大きな政体・小さな政体」、古谷大輔、近藤和彦編、『礫岩のようなヨーロッパ』、山川出版社、2016年、192-209頁。

増井実子、「スペイン帝国衰退の時代」、関哲行他編、『世界歴史体系 スペイン史 (1) 古代・近世』、山川出版社、2008年、332-338頁。